

議案第 71 号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定  
める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条中「及び第115条の12第2項第1号」を削り、「、法人」を「、法人又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」に、「第2条第4号イ又はエに掲げる者」を「第2条第4号に規定する暴力団員等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人であり、かつ、宇治市暴力団排除条例第2条第4号イ又はエに掲げる者でない者とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。